



※18歳未満で受講の方は、別途同意書が必要です。
 ※講習料金は、テキスト代を含みます。 ※金額はすべて消費税込みです。
 ※助成金適用コースの場合でも講習料金は変わりません。助成金の内容については、下部をご覧ください。

1 小型移動式クレーン運転技能講習 (定員16名) 登録番号: 第140号 / 有効期間: 2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
I	3	20(13/7)	特になし	○	-	47,000円
J	2.5	16(10/6)	●クレーン・デリック(旧クレーン、旧デリック含む)または揚貨装置運転士免許保有者 ●床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ●玉掛け技能講習修了者	○	-	42,000円

2 車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習 (定員10名) 登録番号: 第141号 / 有効期間: 2025.3.22

コース	日数	時間(学科/実技)	受講資格 ●=いずれかに該当する方	助成金	給付金	受講料
N	5.5	38(13/25)	特になし	○	-	105,000円
D	2.5	18(13/5)	自動車運転免許を保有せず、機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育修了後に 6か月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	-	52,000円
C	2	14(9/5)	●大型特殊自動車運転免許保有者 ●不整地運搬車運転技能講習修了者 ●普通、準中型、中型、大型自動車いずれかの運転免許を保有し、つぎの◆いずれかに該当する方 ◆機体質量3トン未満の小型車両系建設機械(整地等)または(解体用)運転特別教育修了後に 3か月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要) ◆最大積載量1トン未満の不整地運搬車運転特別教育修了後に 3か月以上の運転経験 を有する方(事業者証明が必要)	○	-	45,000円

(備考) D、Cコースの日程についてはお問い合わせください。

特別教育 労働安全衛生法第59条第3項に定めるもの 修了証即日交付可能

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容	助成金	給付金	受講料
Tr	小型車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用)運転	2	13(7/6)	機体質量3トン未満の車両系建設機械(整地等)の運転業務(道路上の走行を除く)	○	-	17,000円
2f1	フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業	1	6(4.5/1.5)	墜落の危険性がある作業のうち特に危険性の高い業務(高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業[ロープ高所作業を除く]などの業務)	○	-	13,000円

不定期開催 修了証即日交付可能

コース	コース名	日数	時間(学科/実技)	業務内容/対象者 ●=資格保有者向けの再教育(修了証の提示が必要)	助成金	給付金	受講料
Tg	自由研削といしの取替え等(特別教育)	1	6(4/2)	自由研削といしの取替え、取替え時の試運転業務	○	-	12,000円

安全衛生教育等 労働安全衛生法第60条、60条の2に定めるもの

3a	職長・安全衛生責任者	2	14(14/-)	現場において部下を直接指揮・監督する職長など(安全衛生責任者教育を兼ねる)	-	-	21,000円
3d	刈払機取扱作業	1	6(5/1)	刈払機を用いて作業をする方	-	-	13,000円
3g	振動工具取扱作業	1	4(4/-)	振動工具を用いて作業をする方	-	-	11,500円
3l	丸のご等取扱作業従事者	1	4(3.5/0.5)	丸のごを用いて作業をする方	-	-	11,500円
5d	職長・安全衛生責任者能力向上教育	1	5.7(5.7/-)	●職長・安全衛生責任者教育修了後、 おおむね5年経過 した方 ※平成18年3月31日以前に修了している場合は、危険性または有害性などの調査とその低減措置を含む安全衛生教育を修了している必要があります。	-	-	13,000円
3e	玉掛け業務従事者	1	5(5/-)	●玉掛け技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	-	12,000円
3c	車両系建設機械(整地等)運転業務従事者	1	6(6/-)	●車両系建設機械(整地等)運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	○	-	12,000円
3h	フォークリフト運転業務従事者	1	6(6/-)	●フォークリフト運転技能講習または特別教育修了後、 おおむね5年経過 した方	-	-	12,000円

建設業の法人様へ

助成金のご案内

■助成金を利用して、受講料負担を少なくします

■制度対象の講習を多数開催しています

〈建設事業主等に対する助成金制度〉

中小建設事業主が従業員に技能資格を取得させるため、教習機関に委託して技能講習を受講させた場合に、厚生労働省(労働局管内における施設)からその経費の一部が事業主に対して助成される制度です。

〈助成金の種類〉

- ・経費助成金
- ・賃金助成金

※助成金などの申請・受給の手続き方法、その他詳細は所轄の労働局またはハローワークへお問い合わせください。

※制度の詳細については、厚生労働省Webサイトをご確認ください(検索ワード:建設 助成金)。